||. 21世紀の新たな発展基盤の整備

日本経済を新生させる21世紀の新たな発展基盤を築くため、生活基盤、基幹的なネットワークインフラ等を戦略的、重点的に整備する。また、地域経済の動向にも十分配慮しつつ、地域の活性化に役立つ社会資本整備を進めるとともに、災害対策を推進する。

公共事業については、近年、費用対効果分析を含む新規事業採択時評価や再評価を導入したところであるが、引き続きその着実な実施と適切な情報の開示に努め、効率性や透明性の一層の向上を図る。さらに事後評価については、本格的な導入に向けて平成11年度に試行に着手する。また、透明性の確保と行政コストを分析するための手法等について調査研究を行う。また、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して効率的・効果的に社会資本整備を行うため、PFIを積極的に推進する。

・新規事業採択時評価については、12 年 3 月に、建設省は 11 年度予算分、農林水産省及び運輸省は12年度予算分についての 結果を公表。事業採択後一定期間を経過した事業等を対象とした再評価については、運輸省・建設省は12年3月に、農林水産省は12年3月及び8月に結果を公表。完了した事業を対象とした事後評価については、運輸省・建設省は12年3月に、農林水産省は、12年3月及び9月に試行結果を公表。

進捗状況

- ・12年3月、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に基づく民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針を策定。同基本方針の策定を受け、12年9月末までに、全国で約10件の事業について実施方針の策定・公表がなされるなど、各公共施設等の管理者において PFI 法に基づく所要の手続きが進められている。また、PFI の普及・啓発、事業の促進のための調査等を実施。
- 1.21世紀に向けた生活基盤の整備・充実1(1)都市・地域基盤の再構築
- ①「歩いて暮らせる街づくり」構想の推進 少子・高齢社会にふさわしい安全・安心でゆとり のある暮らしを実現するためには、通常の生活者 が暮らしに必要な用を足せる施設が混在する街、 自宅から街中まで連続したバリアフリー空間が確 保された夜間も明るく安全な歩行者、自転車中心 の街、幅広い世代の住民からなる街、住民主役の 永続性のある街づくりが重要となる。このため、 「歩いて暮らせる街づくり」構想を積極的に推進 することとし、全国10ヵ所程度の地区においてモ デルプロジェクトを実施すべく、平成11年度中に 対象自治体を選定する。
- ②電線地中化 3,000km プロジェクト、街灯設置 5,000 基プロジェクト

都市景観の向上、都市災害の防止等の観点から、 電線類地中化約3,000kmを平成15年度までに実施 する。また美しい街並みの形成及び安全な道路交 通環境を実現するため、主要都市の市街地等に平 成11年度中に街灯約5,000基を設置する。

③都市内の遊休地を活用し、市街地開発事業等により都市基盤を総合的・集中的に整備することにより、国際競争力を備えた都市を戦略的に再構築する。都心居住の推進、密集市街地における老朽住宅の共同建替え等を推進し、良好な住宅市街地の整備を図る。

・12年3月、「歩いて暮らせる街づくり」 構想のモデルプロジェクトを実施する対象地区を20選定。

- ・電線地中化等に関連する社会資本整備費を 11 年度第 2 次補正 予算において916 億円、12 年度予算において 1,054 億円を計上 し、約3,000km (11~15 年度) のうち、11~12 年度で約1,200km 実施すべく予算措置を講じた。
- ・街灯設置については、11年度中に一般国道2号中野東(広島市)等街灯設置5,000基プロジェクトを完了。
- ・市街地再開発事業関連の社会資本整備費を11年度第2次補正 予算において225億円、12年度予算において692億円(11年度 当初予算比5%増)を計上し、環状第2号線新橋・虎ノ門地区第 2種市街地再開発事業、JR住吉駅南地区第1種市街地再開発事 業等を推進している。

進捗状況

- ・住宅市街地整備総合支援事業のための経費を、11 年度第 2 次 補正予算において125 億円、12 年度予算において619 億円計上 し、高見地区、東雲地区等約160 地区で事業を実施している。 ・密集市街地整備促進事業のための経費を11 年度第 2 次補正予 算において 26 億円、12 年度予算において125 億円計上し、東四 つ木地区、庄内地区等約160 地区で事業を実施している。
- ④既存住宅の積極的な改装・活用 バリアフリー化、耐震化等住空間の質的向上に資 する既存住宅の積極的改善を推進し、リフォーム 投資を促進する。
- ・11 年度第 2 次補正予算において、602 億円計上し、既設公営 住宅へのエレベーター設置、耐震改修を含む公共賃貸住宅の整 備について 3 万戸を追加。

⑤田園空間等の形成

暮らしやすく自然豊かな田園・森林・漁村空間を 形成し、都市住民の利用にも供するための伝統的 な景観の復元や住環境を形成するための整備を行 うとともに、定年帰農への支援、菜園併設型の緑 住空間の形成等により地域の活性化を推進する。 ・11年度第2次補正予算において2,045億円計上し、田園空間 整備・活用対策、農村生活環境整備対策等の事業を実施。

1(2)総合的な渋滞対策

①渋滞ボトルネック 100 箇所の重点的解消 主要都市の交通体系のボトルネック解消のため に、すでに事業実施中の箇所のうち全国で約 100 箇所について、平成 12 年度までに事業を完了し、 都市環境の改善と都市内における移動時間の短縮 を図る。また、ボトルネックとなっている踏切を 解消するため、連続立体交差事業等を推進する。

- ・渋滞解消に係る社会資本整備費を11年度第2次補正予算において590億円、12年度予算において1,136億円を計上し、12年度事業完了を目指して、一般国道4号線越谷春日部BP赤沼交差点(埼玉県)、一般国道25号線豊橋北詰・南詰交差点(大阪府)等渋滞ボトルネック約100箇所において事業を実施している。
- ・ボトルネックとなっている踏切の解消については、11 年度第2 次補正予算において149 億円、12 年度予算において1,150 億円を計上し、連続立体交差事業等の踏切道の改良を促進。11 年度は、JR 関西本線(難波・今宮間)等において、踏切道の立体交差化を完成。12 年度は、踏切道等総合対策事業を創設。
- ②3 大都市圏における構造的な渋滞解消を図るため、通過交通の都心部への流入を抑制する効果の高い環状道路に重点投資を行う。
- ・11 年度第2次補正予算において511 億円を計上し、首都圏中 央連絡自動車道、東海環状自動車道、京奈和自動車道等の整備 を実施している。

_____ 1 (3) 弱者にやさしい街づくり

あらゆる人に利用しやすい生活空間を実現するため、公共施設、公共交通機関、歩道等におけるバリアフリー化等について所要の措置を講じる。原則として、段差が5m以上あり、かつ、1日の乗降客数5,000人以上の鉄道駅について、22年までにエレベーター・エスカレーターを整備することを目標とする。

- ・本年の通常国会で、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を 利用した移動の円滑化の促進に関する法律が成立した。
- ・歩道等のバリアフリー化については、11 年度第 2 次補正予算において 459 億円(約 350 地区)、12 年度予算において 2,290 億円(約 1,600地区)を計上し、事業を実施している。(12 年度より歩行者や車いす使用者が安全で快適に通行できる歩行空間をネットワークとして形成するための「歩行空間ネットワーク総合整備事業」を創設。)
- ・鉄道駅のバリアフリー化については、11 年度第 2 次補正予算において 9 億円を計上し、7事業者 14駅の事業に対し補助を行った。また、12 年度予算において 110 億円を計上し、年度中に26 事業者 202 駅の事業を実施する予定。

進捗状況

2. 基幹ネットワークインフラの整備

- (1) 高速交通体系の整備と ETC 設置目標の引上 げ
- 人・物の交流をより効率的で安全なものにする ための高速交通ネットワークの整備を図る。多様 な ITS のサービスを支えるスマートウェイの本格 的整備に向け、ETC について、平成14年度までに 全国約900 箇所で導入という整備目標を設定する。
- ・整備新幹線の整備については、11 年度第2次補正予算において300億円、12年度当初予算において352億円(12年度公共事業等予備費使用後は912億円)を計上し、12年度予備費までの進捗率は、既着工3線5区間では78%、新規着工3線3区間では6%、着工全区間では52%。
- ・全国的な高速ネットワークを形成する高規格幹線道路については、11年度第2次補正予算において915億円、12年度予算において9,644億円を計上、高規格幹線道路を補完するとともに、空港等国際拠点へのアクセス強化等に資する地域高規格道路については、11年度第2次補正予算において278億円、12年度予算において3,984億円を計上し、それぞれ整備を推進。・ETCについては、11年度第2次補正予算において114億円(事業費242億円)、12年度予算において13億円(事業費520億円)を計上し、路側機器の整備を図るとともに、12年4月より、千葉地区を中心とする首都圏主要路線の料金所で試行運用を実施。12年度中に全国約600料金所でサービスを開始するとともに、14年度末までに全国約900の料金所にサービスを拡大する
- 2 (2) 情報通信ネットワークの高速・大容量化 ①今後の日本全土の情報流通を想定し、情報通信 網等の情報通信基盤のあり方等について平成11年 度を目途に21世紀への架け橋となる情報通信ビジョンを策定する。
- ・12年3月に郵政省電気通信審議会において「21世紀の情報通信ビジョンーIT Japan for ALL-」を取りまとめた。
- ②研究開発用ギガビットネットワークを活用した 超高速ネットワークの利用技術の研究開発を一層 推進するとともに、既に構築されている幹線系ネットワークについて、さらなる高速・大容量化を 推進するため、テラビットに関する基礎・応用研究に加え、平成12年度よりペタビット通信技術の 基礎研究を開始する。また、加入者系光ファイバー網については、民間主体原則の下、平成13年度 末で全国の約50%の地域がカバーされる見込みで あり、平成17年度を目途に全国整備が実現できる よう努力する。
- ・研究開発用ギガビットネットワークについては、11 年度第 2 次補正予算において 20 億円、12 年度予算において 10 億円を計 上し、11 年度に運用を随時開始し公募研究を行った(12 年 9 月 末現在 26 件を採択済)ほか、ギガビットネットワーク技術の研 究、アクセスポイントの追加整備に着手。ペタビット通信技術 については 12 年度予算において 34 億円計上し、基礎研究に着 手。
- ③民間主導の情報通信ネットワーク整備に要する時間の短縮とコストの削減に資するよう、公共施設管理用等の光ファイバー網及びその収容空間(情報 BOX 等)の民間事業者等による活用のための環境整備を積極的に推進する。
- ・加入者系光ファイバ網については、7年度にNTT-C'融資に利子助成を行う特別融資制度を創設しており、その利子助成原資として12年度予算において8億円を計上し、民間事業者の設備を支援(11年度末時点で全国の約36%の地域をカバー)。
- ・道路管理用光ファイバー及びその収容空間である情報 BOX については、11 年度第 2 次補正予算において 839 億円、12 年度予算において 416 億円を計上し、整備を実施。情報 BOX については、12 年度末までに約 15,900km を目標に整備を実施。
- ・一級可川等における管理用光ファイバ及びその収容空間については、11 年度第 2 次補正予算において利根川(千葉県)等約600km、12 年度予算において信濃川(新潟県)等約300kmの整備を実施しており、12 年度末までに4,200kmの整備を予定。
- 2 (3) 国際拠点インフラの整備とアクセス強化 三大都市圏における拠点空港、港湾等競争力の 高い国際拠点を整備する。また、国際拠点へのア
- ・三大都市圏における拠点空港の整備として、 中部国際空港は、11年度第2次補正予算において100億円を

予定。

クセス強化を進める。また、国際拠点へのアクセ ス強化を進める。

進捗状況

計上し、12年4月に飛行場設置許可、6月には公有水面埋立法に基づく埋立免許を受け、8月に現地着工。

関西国際空港は、11年度第2次補正予算において90億円を計 上し、11年度に、2期事業に現地着工し、現在推進中。

- 東京国際空港(羽田) においては、沖合展開事業第3期の東 旅客ターミナル等の整備のため、11年度第2次補正予算に おいて44億円、12年度予算において200億円を計上。ま た、首都圏空港調査を実施中(11年度第2次補正予算:15 億円、12年度予算2.7億円)。
- ・中枢・中核国際港湾の整備については、11 年度第 2 次補正予算において300 億円を計上し、三大都市圏を中心に高規格な国際海上コンテナターミナルの整備を推進し、12 年 9 月末までに8 バースを供用。
- ・国際拠点インフラの整備、アクセスの強化について国際交流 インフラ推進事業(全国13 地域で実施中)をはじめ、港湾・空 港とアクセス道路の一体的整備を推進しているところであり、 12 年 8 月末において国際海上コンテナターミナル及び複合一貫 輸送ターミナルあわせて 9 箇所の整備に着手、推進。

3. 情報化の飛躍的推進

3(1)教育の情報化

①13 年度までに、全ての公立小中高等学校等がインターネットに接続でき、すべての公立学校教員がコンピュータの活用能力を身につけられるようにする。平成14年度には、我が国の教育の情報化の進展状況を、国際的な水準の視点から総合的に点検するとともに、その成果を国民に周知するため、国内外の子供たちの幅広い参加による、インターネットを活用したフェスティバルを開催する。平成17年度を目標に、全ての小中高等学校等からインターネットにアクセスでき、全ての学級のあらゆる授業において教員及び生徒がコンピュータを活用できる環境を整備する。

②教員養成課程を有する全ての大学において、平成12年度からコンピュータの操作に関する科目を必修とする。

- ・教育の情報化については11年度第2次補正予算において298 億円を計上し、公立小中学校におけるコンピュータ教室の整備 等を実施。
- ・平成17年度を目標に、全ての小中高等学校等からインターネットにアクセスでき、全ての学級のあらゆる授業において教員及び生徒がコンピュータを活用できる環境を整備するため、「ミレニアム・プロジェクト『教育の情報化』」を平成12年度より開始、具体的には、公立学校のコンピュータ整備・インターネット接続、校内LANの整備、私立学校のコンピュータの整備、教員研修の実施、学校教育用コンテンツの開発、教育情報ナショナルセンター機能の整備等を推進。

・情報機器の操作(2単位)を必修化し、12年度の大学入学生から全面的に適用。

3(2)地域の情報化

①地域内及び地域間の教育、行政、福祉、医療、 防災等における情報網の高度化を図るため、地域 の高速 LAN 整備等を促進するとともに、地域の創 意工夫に基づくインターネット等の情報通信のソ フト面及びハード面の利用環境の向上に資する事 業を推進する。

②地域に密着した情報通信メディアであるケーブルテレビ網の整備を促進する。

- ・地域の高速LAN整備については、11 年度第2次補正予算において5.1 億円を計上し、8 地域に対して補助を実施。12 年度中に8地域全ての事業を完了予定。
- ・地域インターネット導入促進事業については、11 年度第2次 補正予算において72億円を計上し、12年9月末までに382地域 に対して補助金の交付を決定し、うち101地域が完了。
- ・新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業については、11 年度 第2次補正予算において100億円を計上し、所要経費の一部を 補助し、地域情報化を推進(12年9月末までに117事業に対し 補助を実施)。

経済新生対策	進捗状況
③文化等の便益を享受でき、定住性の高い農山漁村生活を実現するとともに、農林漁業生産を核とする多彩なアグリビジネスを創出するため、未来型の高度情報化農村システムの開発を推進するとともに、高度情報基盤の整備を図る。	・高度情報化農村システム開発事業として、未来型の「高度情報化農村」を実現するため、①都市住民及びモデル15市町村における意向調査、②モデル15市町村における構想策定、③ソフトウェア及び基本設計の開発、を実施。
3 (3) 電子政府の実現 ①平成15年度までに、民間から政府、政府から民間への行政手続を、インターネットを利用しペーパーレスで行える電子政府の基盤を構築する。 具体的な電子申請システムの構築に当たっては、必要な規制緩和、制度改革との同時実施を目指す。	・12年3月に行政情報システム各省庁連絡会議において策定し、 同年5月に高度情報通信社会推進本部に報告した「申請・届出 等手続の電子化推進のための基本的枠組み」に基づく省庁別ア クションプランにより、原則として15年度までに基盤となる制 度・システムの整備、個別手続きのオンライン化の実施に計画 的に取り組む。
②国税の電子申告については、必要な実験を行うなど、その実現に向けての基盤の整備を推進する。	・12 年度は、東京国税局の2署において、所得税、法人税及び 消費税について、電子申告の導入に必要な実験を実施。13 年度 以降、申告手続等をインターネット等のネットワークで行うこ とのできるシステムを構築し、法令等により必要な措置を講じ た上で 15 年度までに一部の税目等について運用を開始する予 定。
③輸出入及び港湾諸手続きについては、ペーパーレス化、ワンストップサービスの早期の実現を目指す。	・12 年度に、外為法に基づく輸出入の許可・承認手続の電子システムである「貿易管理オープンネットワークシステム(JETRAS)」の運転を開始。13 年度を目途に「通期情報処理システム」(税関手続きをシステム処理)と「港弯EDIシステム」(港湾管理者等への港湾手続きをシステム処理)を接続し、さらに14 年度を目途に「通期情報処理システム」と「貿易管理オープンネットワークシステム」を連携することにより、ワンストップサービスの実現を図る予定。
④郵便局等のワンストップ行政サービスステーション化を推進する。	・12 年度において、都道府県を実験自治体に加え、広域的行政 サービスを郵便局で実施することの意義を実証や、自治体発行 の市民カードと連携し、市民が利用することを可能とするため の実験を行う。
3 (4) 電子商取引の法整備等 ①インターネットを活用した電子商取引等を促進 するために、相手方を確認する電子認証業務の健 全な発展を促すとともに、電子署名が少なくとも 手書きの署名や押印と同等に通用する法的基盤を 整備するため、電子認証業務に関する法整備を行 う。	・本年の通常国会において「電子署名及び認証業務に関する法律」が成立。13年4月1日(一部3月1日)の施行に向け、関係政省令の整備等を実施中。

セキュリティ技術の開発等を推進し、情報通信ネ

②インターネット上の個人情報保護の確保、情報

ットワークの信頼性の向上を図る。

・本年秋から米国 BBBonline のプライバシーシールプログラム との相互承認を実施する予定のプライバシーマーク制度の普及 等により、個人情報保護への自主的取組みの促進に取り組む。

・コンピュータセキュリティ基盤整備について、12年度中に、 運用評価環境の整備を完了する予定。12年度から14年度まで、

進捗状況

セキュリティアプリケーション技術開発、暗号技術評価、情報 セキュリティ技術の開発等を実施する予定。

③地理情報システム(GIS)について、官民が協力 して幅広い実証実験を実施し、データの利活用に 関する技術開発等を行い、平成15年度以降、全国 レベルで GIS の効率的整備及び相互利用を行える ようにする。 ・12年10月6日、地理情報システム(GIS)関係省庁連絡会議で13年度末までのアクションプラン「今後の地理情報システム(GIS)の整備・普及施策の展開について」を決定した。実証実験について、11年度第2次補正予算で14億円を、12年度当初予算に50億円を計上し、全国7府県において実施中。

④新たな市場創出に結びつく創造的な情報通信技術・システムの開発や、それを活用したサービス開発に取り組むベンチャー企業、SOHO等に対する支援を行う。

・ベンチャー・中小企業・SOHOの戦略的情報化支援事業については、11年度に経営効率や経営環境の改善を支援するソフトウェア等を公募により60件採択し、12年度も引き続き開発・実証実験を実施。

4. 環境への負荷の少ない経済社会構築のための 環境整備

4 (1) 循環型社会形成のための基礎調査・研究の 推進

平成13年度までに、大量生産・大量消費・大量 廃棄型の現行の経済社会システムを静脈産業(循 環型経済社会を支える産業)という新たな視点から見直すため、産業経済構造、技術開発、技能普 及、関連産業の育成等に関する大規模な調査研究 を実施する。

・11 年度は、欧米諸国における実態調査及び市町村向けの容器 包装の分別収集の手引書の作成を実施。12 年度は、円滑な循環 型社会の促進、持続可能な経済社会の発展のため、経済・社会 制度的課題・技術面での環境整備等についての調査研究を行う 予定。

- 4(2) 廃棄物処理・リサイクルの推進、ダイオキシン対策の推進
- ①廃棄物処理・リサイクルの推進

廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進し、 リサイクルの推進、優良な産業廃棄物処理業者の 育成を図るとともに、次期通常国会に所要の法律 案を提出する。

- ・本年の通常国会において循環型社会の形成に関する基本的枠組みとなる「循環型社会形成推進基本法」、国の関与による産業廃棄物処理施設整備等を図るため廃棄物処理法等の改正、廃棄物の発生対策・部品等の再利用対策を盛り込んだ再生資源利用促進法の改正、食品廃棄物の再生利用等を義務付ける「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」、コンクリート、アスファルト、木材の分別解体及び再資源化を義務付ける「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」が成立。
- ②ダイオキシン対策の着実な推進 ダイオキシン対策推進基本指針に基づき、必要な 諸対策に取り組み、平成14年度までに全国のダイ オキシン類の排出総量を平成9年比で約9割削減 行っている。
 - ・廃棄物処理施設からのダイオキシンについては、11 年度第 2 次補正予算において 265 億円を計上し、廃棄物処理施設の前倒 し実施、分別収集を先進的に実施する市町村への体制整備等を 行っている。

5. 国民の安全対策

- 5(1)安全な街づくり
- ①震災・風水害に対応できる災害に強い国土を形成するため、平成15年度までに浸水常襲地区(約350河川)の水害対策や平成14年度までに土砂災害の発生した危険箇所(約3,000箇所)の解消対策等の防災対策を推進する。
- ・11 年度第 2 次補正予算において 1,477 億円、12 年度予算において 1,431 億円を計上し、床上浸水被害が頻発している地域に関係する河川のうち、特に対策を促進する必要がある河川を対象として、慢性的な床上浸水を解消することとし、12 年度末までに約 110 河川について完了予定。
 - ・11 年度第2次補正予算において854億円、12年度予算におい

進捗状況

て601 億円を計上し、砂防関連事業については、近年土砂災害等が発生し緊急に対策を必要とする危険箇所の土砂災害対策等を推進しており、12年9月末までに約2,700箇所で実施。

②地震災害等に対し大都市の既成市街地における 構造的な防災機能の強化を図るため、避難地・防 災活動拠点となる防災公園と周辺市街地の一体的 な整備等を推進する。 ・11 年度第 2 次補正予算において、都市基盤整備公団が地方公 共団体の要請を受け、市街地の整備改善と一体的に防災公園を 緊急に整備する防災公園街区整備事業を創設し、用地取得のた めの経費 1,000 億円を計上。

5(2) コンクリート構造物の安全対策

最近のトンネルにおけるコンクリート片の落下 事故等を教訓とし、鉄道、道路等のコンクリート 構造物に対する安全性・信頼性を向上させるため、 必要な箇所に補修等の対策を講じるとともに、検 査・維持・管理技術の高度化を図る。

・11 年度第 2 次補正予算において、トンネル、橋梁、道路附属 物の緊急的な点検及び補修を実施。12 年度においては、有識者 からなる検討委員会を設置し、これまでの損傷事例を調査して 必要な点検手法や補修方法の検討を行い、所要の対策を実施し ていく。

5(3)原子力防災・安全対策

東海村ウラン加工施設事故にかんがみ、初期動作の迅速化や国と地方自治体の有機的連携の強化等を図るための「原子力災害対策特別措置法案(仮称)」及び加工事業に係る定期検査の追加等を行うための原子炉等規制法改正法案を今臨時国会に提出すること等により、原子力防災や安全規制について、国や地方公共団体の体制整備を図る。

- ・昨秋の臨時国会において、国の対応強化や事業者の役割等を 明確化した原子力災害対策特別措置法及び保安規定の遵守状況 に関する検査の受検等を義務付けた原子炉等規制法改正法改正 案が成立。
- ・11年度第2次補正予算において1,268億円を計上し、放射線 モニタリングの強化、国、地方公共団体、事業者等が共同の対 策本部を設置する場である緊急事態応急対策拠点施設(オフサ イトセンター)の整備等について措置。

6. アジア対策

経済危機を脱却し回復過程に入りつつあるアジア諸国の中長期的な経済再生の基盤強化としての人造り・国造りを支援するため、産業人材育成を目的とした専門家派遣等、及び、将来の指導者層への投資としての留学生受入等の人的交流を拡充する。

また、アジア経済への積極的貢献を引き続き行うため、アジア諸国等の経済構造改革支援のための特別円借款について、対象国及び対象分野の拡大につき検討する。

さらに、国際開発金融機関と協力しつつ、国際協力銀行を通じたアジアの民間セクターへの投資による支援について検討を行う。

- ・11年度第2次補正予算において4.5億円を計上し、産業人材育成を目的として専門家をタイ・インドネシア・ヴェトナム及びラオス等に派遣。
- ・留学生受入等の人的交流については、11年度第2次補正予算において約41億円を計上し、アジア地域等からの私費留学生に支援を行っているほか、JICA長期研修による研修生受入等を実施。
- ・12年1月に、特別円借款について経済危機の影響を受けたアジア諸国以外の国も必要に応じて対象国とし、情報通信、輸送基地、送配電、パイプライン、下水道、廃棄物処理、工業団地等を対象分野とした。
- ・タイ政府の意向を受け、アジア開発銀行(ADB)との協力 の下で、国際協力銀行を通じ、タイの民間セクターへの投資を 目的とする「中小企業再建・育成ファンド(仮称)」への出資を 検討中。

- Ⅲ. 金融市場の活性化と不動産の証券化等
- 1. 金融市場の活性化
- (1) 証券市場の改革・活性化
- ①個人金融資産のより有利な運用の道を開くととも に、中小・ベンチャー企業や次代を担う新規産業への 円滑な資金供給を実現するため、店頭登録市場、未公 開市場、取引所市場に係る証券市場の抜本的、総合的 改革(注)を着実に推進する。
- (注)証券市場の改革
- (店頭登録市場)登録基準の弾力的見直し、店頭登録 企業の四半期毎のディスクロージャー制度導入等 (未公開市場)インターネットを利用した気配公表シ ステムの稼動、週一回以上への気配公表頻度の増 加等
- (取引所市場)新興企業を対象とした新市場の創設、 会社型投信等新商品に対応した上場制度の構築等
- ②決済期間の短縮等決済リスクの更なる低減、決済システムの効率化を図り、安全で国際的に通用するシステムを構築するため、取引の全過程を通じた電子化、CP のペーパーレス化、社債等登録法等の関連法制の見直しを行う。
- ③現在紙媒体で提出されている有価証券報告書等の開示書類の電子化について、必要なシステムの開発の推進等を行い、平成13年度からの導入を目指す。
- 1(2)検査監督体制の強化等

①先端金融技術の活用によるモニタリングの向上、海外当局や国際監督機関との連携強化を図るとともに、民間ノウハウを積極的に活用しつつ検査・監視・監督体制の強化を図ることにより、金融機関の財務状況の把握の強化、市場ルールの遵守の徹底を行う。また、信用組合の検査・監督事務の円滑な移管のための都道府県との連携強化を図る。

進捗状況

- ・店頭登録市場については、より多くのベンチャー企業等が 登録できる仕組みを設けるための店頭登録基準の見直し(12 年2月)、マーケットメイク銘柄の小口注文を自動執行するた めの売買システムの稼動(12年3月)、四半期ディスクロー ジャーの登録企業への要請(12年7月)が行われた。
- ・未公開市場については、インターネットを利用した気配公表システムの稼動(12年1月)、気配公表銘柄の週1回以上の気配値及び売買状況の公表(12年2月)、更に、気配値及び売買状況の公表頻度を高めるため、気配値及び売買状況の公表を毎回行う銘柄と週1回以上行う銘柄に区分(12年7月)が行われた。
- 取引所市場については、新興企業向け市場として、東証マザーズ(11年11月)、大証ナスダック・ジャパン市場(12年5月)、相証アンビシャス(12年4月)、福証Q-Board(12年5月)が開設。
- ・12年3月、「CPのペーパーレス化に関する研究会」(法務省 民事局、大蔵省金融企画局(現金融庁)が共同で設定)にお いて、CPのペーパーレス化のための、法制度の整備について の報告書が取りまとめられ、次期通常国会にCPのペーパーレ ス化を実現するための法律案を提出すべく作業中。
- ・証券決済システムの改革については、12年6月金融審議会、 第一部会、証券決済システムの改革に関するワーキング・グ ループの報告書がとりまとめられた。
- ・有価証券報告書等の電子化については、本年の通常国会で 証券取引法の関係部分が改正され、13年6月1日導入に向け、 政・省令等の改正準備、関係システムの構築を実施。
- ・モニタリングについては、銀行の市場リスク・信用リスク 等に係る各種計数を分析するためのコンピュータシステムを 平成11年度に開発、現在も同システムの拡張中。
- ・海外当局等との連携については、個別案件毎の連絡や、定期会合の開催等により実施しており、12年度においても米、 英等欧米諸国及びアジアの主要国との協議を実施。
- ・証券分野における情報交換のための覚書(MOU)については、 早期締結を目指し米国等と協議を実施。
- ・民間ノウハウの活用については、整理回収機構より1名を 常勤職員として、12年4月に採用するとともに、民間の専門 家を非常勤職員として5名採用。(これまで、非常勤職員のう ち11名を常勤の金融証券検査官として、2名を常勤の証券取 引検査官として登用。)
- ・12 年 3 月 28 日をインターネット・サーフ・デイとして、 18 ヶ国 21 の証券規制当局等と連携して一斉に不正行為の実 態把握を行い、今後フォローすべきサイトとして 25 サイトを

進捗状況 経済新生対策 証券監督者国際機構(10SCO)へ報告。 ・12年5月、インターネット上の情報監視を強化するため、 インターネット巡回監視システム(証券関係の情報発信がさ れているサイトを一日数回巡回し、情報の蓄積を自動的に行 うシステム)を稼動開始。 ・13年3月末を目指して、電子開示財務内容分析システム(電 子化された有価証券報告書等のデータを利用し、虚偽記載調 査を支援するシステム)の構築を進め、13年に稼動開始予定。 ・預金保険機構の特例業務勘定に交付した7兆円の国債を13 兆円に拡大し、併せて新たに交付した国債の償還財源として、 ②破綻金融機関の預金者保護を図るため預金保険機構 4.5 兆円を国債整理基金特別会計に繰り入れる等万全の対応 の特例業務勘定に交付した国債について、その円滑な を措置済(12年9月末現在7兆7622億円の償還を完了)。 償還を確保する。 2. 不動産の証券化等 (1) 不動産の証券化等 ①不動産の一層の流動化等を図り、金融イノベーショ ・本年の通常国会において「特定目的会社による特定資産の ンを促し、より多様で魅力的な商品の組成を可能とす 流動化に関する法律等の一部を改正する法律」が成立。11月 末までに施行する予定。 るため、投資家保護の視点も踏まえ、SPC 法(「特定目 的会社による特定資産の流動化に関する法律」)の改正 法案を次期通常国会に提出するなど、諸制度の整備を 図る。 ②本年 9 月に創設された投資ファンド型(対象不動産 ・投資ファンド型不動産特定共同事業については、11年9月 変更型)不動産特定共同事業の活用促進、不動産投資 の省令改正以降、12年9月末までに募集終額は96億円とな 顧問業登録制度の創設、商品の共同売買市場の整備、 った。 最低出資額制限の撤廃等を行う。 ・昨秋の臨時国会において定期借家権の導入に係る法律が成 ③良質な賃貸住宅等の供給を促進する観点から定期借 家権の導入に係る法案の早期成立を図る。 立、12年3月1日から定期借家権が導入された。 2(2)住宅金融対策 住宅投資の促進を図るため、住宅金融公庫の融資枠 ・住宅金融公庫については、11年度第2次補正予算において、 を10万戸追加し、65万戸とするとともに、生活空間倍 融資枠を 10 万戸追加し、65 万戸とするとともに、生活空間 増緊急融資の適用期間の延長等を行う。また、良好な 倍増緊急融資、住宅ローン返済困難者対策等の適用期間を 1 住宅ストック形成に資する融資制度の見直しや貸付債 年間延長し、12年度末までとした。本年の通常国会において 権の証券化等資金調達手法の多様化を図るため、住宅 良質な住宅ストックの形成等に向けた貸付条件の改善、補完 金融公庫法の改正法案を次期通常国会に提出する。年 的な資金調達としての貸付債権の証券化等資金の調達手段の 金住宅融資について、融資限度額の引上げ措置の延長 多様化等を内容とする住宅金融公庫法等の一部を改正する法 律が成立。 等を行う。 ・年金住宅融資については、融資限度額の引き上げ措置等を 延長するとともに、11 年 11 月より年金バリアフリー住宅の

- 3. 日本銀行による金融政策の適切かつ機動的な運営 日本銀行においては、経済の回復を確実なものとす るため、金融・為替市場の動向も注視しつつ、豊富で 弾力的な資金供給を行うなど、引き続き適切かつ機動 的に金融政策を運営するよう要請する。
- ・政府は、日本銀行に対し、本対策の趣旨に沿い、引き続き、金融政策を適切かつ機動的に運営するように要請した。

融資条件の改善を図った。

IV. その他

1. 税制

景気の本格的回復と新たな発展基盤の確立を目指す観点から、中小企業・ベンチャー企業支援に 資する措置、民間投資の促進に資する措置等、真に有効かつ適切な措置について検討を行い、結論 を得る。

・12 年度税制改正において、いわゆるエンジェル税制の対象となる特定株式の譲渡益課税の特例の創設、住宅ローン税額控除制度の拡充、特定情報通信機器の即時償却制度の適用期限の延長等の措置を講じた。

進捗状況

2. 国債発行の多様化

国債の発行については、確実かつ円滑な消化を 図る観点から、市場のニーズを踏まえ、国債の多 様化を進めるとともに公社債市場の活性化を図る ため、平成12年2月を目途に5年利付国債を導入 する。 ・12年2月、5年利付国債を導入した。

3. 2000年問題への対応

コンピュータ西暦 2000 年問題に的確に対応するため、引き続き事業者等に対してプログラムの修正等の対応や、危機管理計画の策定を行うよう指導等を行う。また、万一の事態に対応するため、中小企業向けの相談・支援体制の充実など必要な措置を講ずる。さらに、アジア・太平洋地域諸国において我が国の国際的リーダーシップを具体的に発揮するため、これらの諸国における不測の事態に対応できるよう、所要の措置を講ずる。

- ・コンピュータ西暦2000年問題に対応するため、官民をあげて、 ①未然防止のためのシステム点検、②危機管理、③情報提供、 ④国際対応をおこなった結果、最も警戒すべきとされた年末年 始及び閏日を経たが、一部の不都合等を除き、深刻な事態は発 生しなかった。
- ・万一の事態に対応するため、中小企業総合事業団及び全国47 地域の中小企業地域情報センターに緊急相談窓口を設置すると ともに、必要に応じ、専門家を中小企業に派遣する体制を整備 した(相談件数16件、専門家派遣2人)。
- ・11 年末にインドネシアへY2K専門家を派遣し、インドネシア政府と協力の上、重要分野の対応に協力した。

4. 新千年紀記念行事

2001年を「ニュー・ミレニアム・ゲート・イヤー」と位置づけ、新しい世紀の技術、産業、国民生活の盛り上げを目指した祝祭行事を、2000年末から 2001年にかけて行う。

具体的には、地方公共団体と民間企業に参加を 求めつつ、インターネットの全国普及と全国各地 の個性的な文化の振興を目指す。このため、広く アイディアの公募を行う。

・11 年12 月17 日、新千年紀記念行事担当大臣に、堺屋経済企画庁長官が指名され、事務局として内閣総理大臣官房に新千年紀記念行事推進室が設置された。また、内閣総理大臣のもとに、新千年紀記念行事懇話会(座長: 奥田トヨタ自動車株会長)が参集され、記念行事(インターネット博覧会(インパク))の基本的なあり方、コンセプト、運営等について検討が行われてきた。12 年 4 月、インターネット博覧会を民間側から支援する NPOとしてインターネット文化振興協会が発足し、6 月 23 日、NPOとしての認証を受けた。12 年 9 月、インパク編集部(インパクの玄関口を担当)、開会のイベント担当プロデューサーを発表した。12 年 9 月末現在で、パビリオン数は 138 となっている。